

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 淀 川 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年12月5日（木）午後2時から 午後3時までの間
開催場所		大阪府淀川警察署 講堂
出席者	委 員	岡田（信） 副会長 船戸委員 二神委員 菊田委員 橋本委員 岡田（祐） 委員 松酒委員 石田委員 鈴木委員
	警 察	署 長 総務課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 警察署犯罪抑止戦略官（刑事課長代理） 広聴相談係長
議 事 概 要		1 副会長挨拶 皆様こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。淀川警察署の皆様には、日頃から住みよいまち、安心して住めるまちのために御活躍いただきまして、本当にありがとうございます。年末の押し迫った時に委員の皆様には御参加いただきましてありがとうございます。 11月29日には歳末特別警戒部隊発足式が行われました。私も参加させていただきましたが、年末になったなど実感しました。 本日の警察署協議会を有意義な時間にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。 2 署長挨拶 皆様こんにちは。本日はお寒い中お集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、委員の皆様には日頃から警察行政の各般に渡りまして様々な形で御理解、御支援いただいておりますことを、この場をお借りして御礼申し上げます。 さて、12月になりました。副会長からもございましたが、先週、阪神タイガースやオリックスで御活躍されました能見投手を1日署長としてお招きして、歳末警戒部隊の発足式を行わせてもらいました。 地域の住民の方にも多数お集まりいただきました。 最近の淀川管内の情勢でございますが、一番の懸念は特殊詐欺でございます。去年の発生件数を既に上回る件数が発生しております。本年に入りましてからは、SNSのロマンス詐欺や投資詐欺が多数発生しておりまして、発生状況等については後ほど署員から申し上げますが、来年

の重点目標という方針に、これまで「特殊詐欺の撲滅に向けた総合対策」としていたところ、「特殊詐欺及びSNS型投資、ロマンス詐欺の撲滅」と変更し、来年、大阪府警察の重点としてSNSの投資詐欺詐欺やロマンス詐欺の対策をやっていくと打ち出されたところでございます。

また、交通死亡事故抑止の項目の中には自転車、特定小型原動機付自転車の対策が初めて盛り込まれまして、当署管内におきましても、今年、4人の方が交通事故でお亡くなりになられ、そのうちお二人は自転車で亡くなったという状況でございます。

これらの犯罪や交通事故を無くして、良い年を迎えられますように淀川署員、引き続き一丸となって頑張ってお参りますので、どうぞよろしくお願い致します。

3 業務報告

(1) 犯罪抑止戦略室

令和6年10月末現在の犯罪発生状況について

(2) 生活安全課

令和6年10月末現在における特殊詐欺発生状況について

(3) 地域課

110番通報の適正利用について

(4) 刑事課

本年中の主な検挙事案について

(5) 交通課

令和6年中の交通警察活動について

(6) 警備課

大阪・関西万博について

4 議事

(1) 「闇バイトが絡む凶悪事件に対する犯罪傾向、警察としての取り組み、予防方法について」

【委員】

関東地方を中心に、闇バイトの勧誘で集まった者による強盗事件が多発しています。最近では資産家を狙うのではなく無差別的な傾向も感じられ、また、いつ関西地方に波及してくるのか非常に不安です。

最新の犯罪傾向、警察としての取り組みについて教えてください。

【警察】

闇バイトに絡む一連の強盗事件の犯罪傾向にあっては、今のところ関東を中心としており、関西方面では表だって発生は見られないところ です。

警察で逮捕した犯人や闇バイトに応募した人から経緯について話を聞いたところ、インスタグラム等のSNSで「高額バイト」と検索し、応募に応じると、その後のやり取りは、秘匿性の高い通信アプリの「テレグラム」、「シグナル」で行うといったものです。

なぜ、テレグラム等の通信アプリを使用するかと言いますと、これらアプリは時間経過と共にメッセージ内容が消えるからです。そして、やり取りの中で巧みに募集した人の個人情報、つまり、自宅住所や家族構成等を聞き出して、これらを盾に脅迫をして、犯罪に加担させるというものです。

警察の取り組みですが、この「闇バイト」については、10月末に警察庁長官が記者会見をしております。長官は会見で、「国民の体感治安に大きな影響を及ぼしています。最も重要なことは首謀者を一刻も早く逮捕することです」と述べ、本件の全容解明に向け、全国警察に指示を出しているところです。一連の闇バイトに絡む強盗事件については、これまで警視庁を中心に30人を超す実行役を逮捕するに至っています。今後も、逮捕の際に押収したスマートフォン等の解析などを進めて、全容の解明に向け捜査を進めている状況になります。

この他の取り組みとして、警察庁の公式ユーチューブチャンネルでも、脅されて犯罪に加担しようとする人に向けて、「脅迫が理由であっても、強盗は凶悪な犯罪です」としたうえで、「勇気を持って抜け出し、すぐに警察に相談すれば、あなたや家族を確実に保護する用意はできています」と呼びかけているところです。この動画の公開後に、11月8日付けですが、全国で「46件の保護措置」が取られている状況にあり、淀川署においては、今のところ、この件の相談や問い合わせはありませんが、警察本部と連携して直ちに対応する体制は取られています。

予防については、やはり、府民の皆さんの御協力が必要不可欠です。

例えば、自宅付近を見知らぬ者がうろついている等の不審者等を見かければ、すぐに警察に通報をお願い致します。強盗犯にしても窃盗犯にしても、犯行前に下見をする傾向がありますので、勘違いでも結構ですので通報をして下さい。

警察もこれら通報を基に、警戒強化致します。

それと、防犯ブザーを活用していただきたいと思います。これまで防犯ブザーの活用方法は、外出時に使用するというものでしたが、自宅においても活用をしていただきたく思います。万が一、家に押し入った場合、やはり犯人は大きな音を嫌がるので、防犯ブザーはかなり有効かと思えます。

- (2) 「フィッシングメールに対する犯罪傾向、警察としての取り組み、予防方法について」

【委員】

近年、銀行・カード会社・ショッピングサイト・配送業者の名称を騙り、個人情報の再登録や購入代金の未払いによる支払いの督促、不在による再配達登録など、一見すると正規の案内に見える偽のサイトへ誘導して個人情報を盗み取る目的のメールがパソコン・スマホに

毎日たくさん届きます。

両親にも頻繁に注意喚起をしていますが、特に高齢の方はついクリックして騙される頻度が高いと思います。

被害を未然に防止するため、府警として取り組まれていること、家庭で注意すべきことを教えてください。また、これらの迷惑メールに対し、何かしらの取締りを行うことはできないのですか。

【警察】

フィッシングメールとは、受信者を騙して偽サイトへと誘導し、個人情報やID、アカウントやパスワードを盗み取ることを目的としたメールを言います。例として、携帯電話会社や宅配業者、金融機関を騙って電子メールやSNSを送信し、本物そっくりの偽サイトに誘導する事例が多数確認されています。情報が盗まれると、アカウントを乗っ取られ、お金を奪われたり、通販サイトで勝手に買い物をされるといった被害に遭う訳です。

この件の警察の取り組みとして、この手のサイバー犯罪は府県等の境界がない犯罪ですので、広域に捜査をするために、警察庁内にサイバー警察局がおかれています。

その他にも関東管区警察局にサイバー特別捜査隊を設置して対応しているところです。このような機関が、各都道府県警察に設置されているサイバー犯罪捜査担当と連携をして取り締まり強化に当たっています。

この他にも、未然防止対策として、SIMスワップという、他人になりすましてSIMカードを購入し、悪用する手口を防止するために、総務省と連携して各携帯電話事業者に本人確認の強化を強く依頼するなど対策を講じています。

予防方法として、大阪府警察のウェブサイトの「安全なくらし」「サイバー犯罪対策」と閲覧して貰えれば、予防方法等の記載があるので参考にしてください。フィッシングメール等を来なくするのは不可能ですが、被害に遭わないための予防方法として、個人情報、金銭的要求をしてくるメール、ショートメール、SNS等は詐欺メール等であると考え、URLを開かずに削除する。メール、ショートメール、SNS等を誤って開いてしまっても、個人情報やID、アカウントやパスワード等を入力せずに削除する。メール等で送られてきた電話番号には電話を架けない。スマホを最新にアップデートをしてもらうのが、有効かと思います。また、携帯電話会社が提供する迷惑メール等をブロックする機能を設定していただくのが一番かと思います。高齢の方ですとそれらの設定が難しいと思われるので、ご家族の方が一緒になって設定をして貰えればと思います。

ID、パスワードの使い回しをしない等々いろいろありますが、各個人がそれぞれ気をつけていただようをお願いします。

(3) 「警察官立ち寄り所」ステッカー貼付の効果について

【委員】

友達が飲食店をやっています。その人のお店が通路から奥まった場所にあるため、「闇バイトとか怖いね」等と話をしていました。防犯カメラの設置はしているのですが、「警察官立ち寄り所」と書かれたステッカーを貼っているお店を見つけたので、そのステッカーを貼ったら防犯的にいいのではないかと思い、ネットで購入しました。そのステッカーは警察と関係があるのですか。そのステッカーを貼れば警察に報告しないといけないのでしょうか。勝手に貼ってもいいのでしょうか。

【警察】

一昔前は、その様なステッカーを貼る場合には、管轄する警察署に届出して貰う形を取っていました。現在は、防犯上役に立つのであれば届出は不要というスタンスです。しかし、警察官立ち寄り所のステッカーの効果については、あまりないような気がします。何故かと申しますと、今そこに警察官が詰めていないことは明らかだからです。

防犯カメラを設置されているとのことでしたので、「防犯カメラ設置店」や「防犯カメラ設置中」等のステッカー等が目の高さにある方が効果があるようです。

警察庁や科学警察研究所が各地で実験して結果として出ています。

「犯罪抑止の三要素」と言いまして、「領域性」という犯人が近寄れない対策、「監視性」という明るくて見通しがきくところでは犯罪を起こしにくい、防犯カメラは監視性を高めるものなのですが、あと、「抵抗性」といいまして、頑強な鍵や金庫を使い、犯罪を犯しにくくするという要素のことになります。

「領域性」「監視性」「抵抗性」を高めれば安心が高まるということになります。

また、防犯カメラは特殊詐欺等の犯人を割り出すには効果が高いと思われますが、突発的な喧嘩や酒を飲んだうえでのトラブル等には、あまり効果を発揮しないという研究結果が出ているようです。

一般的に、人に見られているところで悪さはできないというのが人間の本心ですので、防犯カメラをつけていただいているのであれば、「防犯カメラ設置店」の表示を見やすいところに掲示していただく方が一定の効果はあるのではないかと思います。

もちろん、不審者等の通報や事件事故が多発するようになりましたら、警察も警戒を強めますので、そのようなことがあれば通報していただければと思います。

【委員】

数年前に、塚本駅前商店街に防犯カメラの設置を警察の方から促され、たくさんの書類を作成し、役所に補助金の申請をして8台設置し

ました。

その結果、盗難等の犯罪の発生を抑えることができたので、皆さんも大阪市に補助金を申請し、防犯カメラの設置をしてください。